

2013年11月28日

財務大臣 麻生 太郎 様

全日本教職員組合

中央執行委員長 北村 佳久

教職員賃金の引き下げに反対し、すべての教職員の賃金改善を求める要求書

11月9日付の東京新聞は「財務省が、公立小中学校の教員給与を見直し、2014年度から平均年収で約10万円引き下げる案を文部科学省に示したことが8日分かった」と報じました。同内容の記事は、地方紙でも一面のトップ記事で掲載され、全国各地で子どもたちの教育に全力で取り組んでいる教職員に強い衝撃と不安を与えています。わたしたちは、政府・財務省が来年度予算で教職員賃金の引き下げを盛り込もうとしていることに強く反対の意思を表明するものです。

1974年2月に施行された「人材確保法」（以下「人確法」）は、多様なねらいを持ちながらも、憲法第26条にもとづく国民の教育を受ける権利を保障するために、教職員の給与水準を引き上げることで、子どもたちの教育の充実のために優秀な人材を確保しようとするものでした。当時の自民党政権は「人確法」にもとづき、①教育職給料表の賃金水準の引上げ、②義務教育教員等特別手当の設置、を行いました。そのことは、日本の子どもたちの教育を担う教職員を確保する上で、重要な役割を果たしてきたことは明らかです。

今回の財務省を中心とする教職員賃金の引き下げの動きは、安倍政権がすすめようとする「教育再生」の一環であり、政府方針である公務員総人件費削減を行う新たな突破口にほかなりません。また、教職員への賃下げが強行されれば生活の悪化をさらに加速させます。いじめ問題や不登校などの課題をかかえる日本の子どもたちの教育にとって重要なことは、教職員が学校現場において生活の不安なしに教育に専念できる賃金・労働条件の保障です。

しかも、今回の教職員賃金の引き下げの動きは大きな労働条件の変更です。にもかかわらず、国家公務員に準じた地方公務員への賃下げ押しつけと同様の手法で強行しようとしています。事実上の当局者である文科省の頭越しに、教職員組合との交渉も一切行うことなく教職員賃金の引き下げを強行しようとしていることは、明白な憲法違反です。また、安倍政権がデフレ脱却のために財界に賃上げを要請している政府方針にも反するものです。

全教は以上の立場から、財務省に対して2014年度予算編成にあたり、下記のことを強く求めます。

記

1. 2014年度予算編成において、教職員賃金の引き下げを行わないこと。
2. 人材確保法の趣旨にもとづき教職員賃金の改善をおこなうこと。

以 上